

函地家裁総第1218号

令和6年9月19日

山 中 理 司 様

函館地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和6年6月17日付け（令和6年6月20日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

どのような資料を Teams を通じて庁内で共有することになっているかが分かる
函館地裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書係 電話0138（38）2361